

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	114	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金に係る補助対象の設備費への拡大				
提案団体	愛媛県、徳島県、香川県、高知県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

第一種感染症指定医療機関の設備費について、現行の「初度設備費、133千円×厚生労働大臣の認めた病床数」から「設備費、厚生労働大臣が必要と認めた額」に改正

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

一類感染症等のまん延防止を図るため、法に基づいて都道府県知事が第一種感染症指定医療機関を指定することとされ、厚生労働大臣により都道府県ごとに1か所2床を整備する旨の通知が出されている。今般の西アフリカを中心としたエボラ出血熱の流行に備え、厚生労働省の強い指導を得て第一種感染症指定医療機関を整備することとなったが、医療に必要な備品(人工透析器、安全キャビネット、血液ガス分析装置、生化学分析装置等)が補助対象となっていないため、県単独での費用負担が強いられている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

一類感染症等の患者が発生した場合には、感染症を封じ込める機能を持つ陰圧病室で隔離するだけでは不十分であり、施設内に診断、治療に必要な最低限の医療機器を整備しなければ、適切な医療の提供は不可能である。過去に国内発生のない一類感染症に備えるための設備整備費用について、医療機関に負担を求めることは現実的ではなく、施設整備を行った国及び都道府県の責務として、設備整備を可能とする要綱改正が必要である。

根拠法令等

昭和62年7月30日厚生省発健医第179号「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫負担(補助)について」

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	224	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	生活基盤施設耐震化等交付金の交付対象の拡充				
提案団体	京都府関、西広域連合、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

上水道耐震化対策事業において、基幹管路等の耐震化診断については国庫補助対象外であるが、避難施設等に接続する施設については、耐震化診断の国庫補助の対象とするよう求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

耐震診断は、耐震工法や優先順位を決定し、水道事業者の耐震化計画を策定するために不可欠であるが、対象施設の規模や数、既往データの整備状況により異なるものの、数百万～数千万円規模の費用を必要とする。

現在、下水道の耐震化対策事業については、耐震診断及びそれに基づく改修整備が国庫補助対象であることに対し、上水道の耐震化対策事業については、耐震診断は国庫補助対象外である(改修整備は国庫補助対象)。

しかしながら、地震災害時において、避難施設等の上下水処理施設の耐震化が図られていなければ、避難施設としての機能を果たせないことから、このような事態を回避し、避難施設等に接続する上水道の耐震化事業を円滑に実施できるよう交付対象の拡充を求める。

【現状】

府内において、今後耐震化が必要な浄水施設、配水池はそれぞれ280、320程度(全体の6～7割程度)と考えられるが、耐震化計画策定率は55%程度であり、耐震化診断の実施率も同程度と考えられる。

根拠法令等

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱(H27年度から創設する、新たな「生活基盤施設耐震化等交付金」においても、耐震診断は対象外と伺っている)

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	177	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(先進的事業支援特例交付金)にかかる交付要件の緩和について				
提案団体	釧路市				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

当該交付金の利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。
この点につき、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、一事業所につき一回を限度という条件を緩和し、複数回の利用を認める取扱いを希望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の概要】

当該交付金は、認知症高齢者グループホーム等の耐震改修等の防災補強改修及び利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する際に利用可能なものであり、利用回数については、一事業所につき一回までに制限されている。

(※平成26年度まで都道府県が介護基盤緊急整備等臨時特例基金を財源として交付していた同様の補助金の利用も、制限対象に含まれている。)

【支障事例】

例えば、非常時の電源確保を目的に太陽光発電設備を設置した認知症高齢者グループホームが、後日、入居者の重度化等に対応するために、2階から1階までの「避難用スロープ」の設置を希望した場合等にあっては、申請が認められない状況となっている。

【制度改正の必要性】

防災対策等改修は、介護を要する方が常時利用(入居)する中、単年(一度)での整備は困難な面があり、複数回にわたり計画的に実施することが望ましく、各事業所における防災機能向上、安全性確保の観点から、条件を緩和し、利用(入居)者の「要介護度」や、地域の「災害リスク」を個別に勘案の上、複数回の利用を認める取扱いを希望する。

根拠法令等

平成27年1月20日付け厚生労働省老健局高齢者支援課発事務連絡
「平成26年度補正予算(案)における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金)の協議について」